写

令和８年１１月９日

新潟市長　中原　八一　様

新潟市特別職報酬等審議会
会長　浅野浩美

特別職の報酬等の額について（答申）

令和８年１０月２２日に諮問のあった市長、副市長、議員の報酬等の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

報酬等の額は、据え置くことが適当である。

（説　明）

新潟市特別職報酬等審議会条例第２条第２項の規定により諮問のあった現行の市長、副市長並びに議員の報酬等の額の適否について、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容、他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、消費者物価指数、並びに新潟市の財政状況等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは、新潟市特別職の報酬等の額が他の政令指定都市との比較において低水準である状況や物価上昇の傾向が続いている状況など、引上げについて考慮すべき事項はあるが、令和６年能登半島地震からの復旧・復興が進められているものの、いまだ再建半ばである状況や本市の厳しい財政状況を鑑みると、特別職の報酬等を引上げることについて、慎重であるべきとの意見が出た。

最終的には、本年４月に市長及び副市長の俸給月額並びに議員の報酬月額を平均２．２％引上げたところであり、さらなる引上げは市民から理解が得られないのではないかという懸念等を勘案すると、改定するに足る理由を見出すことは難しいとの意見で一致し、据え置きとすることが適当との結論に至った。